

社会福祉法人 芳春会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳春会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事長および理事のうち、法人が運営する施設を主たる勤務場所とし、勤務日数等が法人の正規職員と同等の者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、理事会、評議員会その他の会議への出席、または法人業務を行う場合、職務執行の対価として、勤務形態に応じて、別表2のとおり報酬を支給する。

- 2 理事長の報酬については、報酬、賞与とし、その総額は別表1に定めるところによる。
- 3 評議員の報酬の額については、別表2に定めるところによる。
- 4 非常勤の役員の報酬の額については、別表2に定めるところによる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、理事長以外の常勤の理事は無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規則に準じる。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席または法人業務を行った都度、支給する。
- 3 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

(法定控除)

第5条 報酬等の支払いに際しては、所得税法等法令に定められた額を控除する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長及び役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、四捨五入により処理を行う。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1 この規程は、平成29年6月21日より施行する。

2 平成13年6月1日制定の社会福祉法人芳春会役員報酬規程は、この規程の実施をもって廃止する。

3 この規程は、平成30年9月1日より施行する。

4 この規程は、令和2年6月23日より施行する。

別表1 (理事長の報酬)

| 役職 | 役員報酬額 | 年間総額 (上限) |
|-----|--------------------------------|-------------|
| 理事長 | 月額報酬 500,000 円 及び賞与 (職員と同率) | 8,000,000 円 |

別表2 (理事長以外の役員等への報酬)

| | 日額 | 年間総額 (上限) |
|-----|----------|-----------|
| 評議員 | 10,000 円 | 500,000 円 |
| 理事 | 10,000 円 | 300,000 円 |
| 監事 | 10,000 円 | 200,000 円 |